



社労士 NEWS >>>

>>> 2021.7 Vol.128

発行 >>>

社会保険労務士法人A o k i URL : <http://www.sr-aoki.or.jp>

〒104-0061 東京都中央区銀座6-12-10 銀座龍岡ビル5階

Tel > 03-3574-3521 Fax > 03-3574-3523 Mail > info@sr-aoki.or.jp

CONTENTS >>>

1. 法改正 > 改正育児介護休業法と両立支援等助成金のご案内
2. 労務管理 > 職場のハラスメントの実態
3. 提 供 > 経営に役立つビジネスレポート

1. 法改正

改正育児介護休業法と両立支援等助成金のご案内

男性版の産休制度などが盛り込まれた改正育児介護休業法が、6月3日国会で成立しました。男性の家事・育児への積極参加を促すことで、女性に偏りがちな家事・育児の負担軽減を図ると同時に、女性のキャリア継続を支援することが期待されます。

本稿では、厚生労働省のリーフレット（令和3年6月8日時点）をもとに変更後の内容を概説するとともに、併せて必要な取り組みに対し有用な「両立支援等助成金」をご案内致します。

1. 改正法の趣旨

「出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業

の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備および労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずる」としています。

2. 改正の概要

- ① 子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設（政令で定める日に施行）**
子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。
 1. 休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。
 2. 分割して取得できる回数は、2回とする。
 3. 労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別同意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。
- ② 育児休業を取得しやすい雇用環境整備および個別の意向確認などの措置の義務付け（令和4年4月1日に施行）**
 1. 育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置
 2. 妊娠・出産（本人または配偶者）の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知および休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付ける。
- ③ 育児休業の分割取得（政令で定める日に施行）**
育児休業（①の休業を除く）について、分割して2回まで取得することを可能とする。
- ④ 育児休業の取得の状況の公表の義務付け（令和5年4月1日施行）**
常時使用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得状況について公表を義務付ける。
- ⑤ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和（令和4年4月1日施行）**
有期雇用労働者の育児休業および介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。

3. 子育てパパ支援助成金

(両立支援等助成金 出生時両立支援コース)

厚生労働省では、職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”のための取り組みに対して「両立支援等助成金」を設けて、企業支援をしています。

その中で本助成金は、男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりに取り組み、育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業主に対して支給をしています。概要は以下の通りです。

男性労働者の育休取得

- 男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土づくりのため、男性労働者の育児休業取得に関する研修を実施するなどの取り組みを行うこと。
- 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続14日（中小企業は連続5日）以上の育児休業を取得すること。

<個別支援加算>

- 男性労働者の育児休業の申出日までに個別面談を行う等、育児休業の取得を後押しする取り組みを実施した場合、助成額が加算されます。

育児目的休暇の導入・取得

- 育児目的休暇制度を新たに導入し、就業規則などへの規定、労働者への周知を行うこと。
- 男性労働者が育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりのため、男性労働者の育児休業取得に関する研修の実施などの取り組みを行うこと。
- 新たに導入した育児目的休暇を、男性労働者が、子の出生前6週間から出生後8週間の期間中に、合計して8日（中小企業は5日）以上所定労働日に対して取得すること。

4. さいごに

男性の育児休業取得率は、直近の調査では7.48%でした。年々上昇しているものの、国の目指す30%には遠く及びません。それを引き上げるため、制度の法的枠組みを整え、利用促進のための環境整備や制度周知などの義務付けを行ったのが今回の改正となります。

近年、週休3日制やスーパーフレックス制度など、柔軟な働き方を叶える制度を導入したりと、ワーク・ライフ・バランスを大切にする企業が増えてきました。今回の法改正を一つの機会と捉え、まずは男性の育児休業について、助成金の活用も検討しながら、取り組みを進めてみてはいかがでしょうか。

2. 労務管理

職場のハラスメントの実態

2022年4月1日から中小事業主に対しても以下のパワーハラスメントの雇用管理上の措置が義務化されます。

事業主が雇用管理上講ずべき措置

- ・事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ・相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- ・併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止など）

大企業への義務化から1年経ち、求められる対応に関する課題も浮き彫りとなってきています。

1. ハラスメントの実態を示す報告書

厚生労働省は4月30日、「職場のハラスメントに関する実態調査」を取りまとめた報告書を公表しました。この調査は、平成28年度に実施した「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」から4年が経過し、ハラスメントの対策に取り組む企業割合や労働者の状況も変化していると考えられることから、改めて昨年10月に、全国の企業と労働者等を対象として、実施したものです。

その一部を、次に抜粋してお伝えします。

ハラスメントに関する雇用管理上の措置の実施状況（企業調査）

回答企業の約8割が、パワハラ、セクハラおよび妊娠・出産・育児休業等・介護休業等ハラスメントに対する雇用管理上の措置として、「ハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化と周知・啓発」および「相談窓口の設置と周知」を実施していると回答した。一方、「相談窓口担当者が相談内容や状況に応じて適切に対応できるようにするための対応」の割合は全てのハラスメントにおいて約4割程度であった。

ハラスメントの予防・解決のための 取組を進める上での課題（企業調査）

取組を進める上での課題としては、「ハラスメントかどうかの判断が難しい」（65.5%）の割合が最も高く、次いで「発生状況を把握することが困難」（31.8%）が高かった。

ハラスメントを受けた後の行動（労働者等調査）

ハラスメントを受けた後の行動として、**パワハラ、セクハラでは「何もしなかった」の割合が最も高かった（それぞれ 35.9%、39.8%）**。一方、顧客等からの著しい迷惑行為では、「社内の上司に相談した」の割合が最も高く、次いで「社内の同僚に相談した」が高かった。また、パワハラ、セクハラ、顧客等からの著しい迷惑行為のいずれにおいても、**勤務先が各種ハラスメントの予防・解決に向けた取組をしているという評価が高いほど「社内の上司に相談した」等の割合が高く、「何もしなかった」の割合が低かった。**

ハラスメントを知った後の勤務先の対応（労働者等調査）

ハラスメントを知った後の勤務先の対応としては、**パワハラでは「特に何もしなかった」（47.1%）、セクハラでは「あなたの要望を聞いたり、問題を解決するために相談にのってくれた」（34.6%）、顧客等からの著しい迷惑行為では、「あなたの要望を聞いたり、問題を解決するために相談にのってくれた」（48.6%）の割合が最も高かった。**

勤務先によるパワハラ、セクハラ行為の認定

勤務先によるパワハラ、セクハラ行為の認定については、「ハラスメントがあったともなかったとも判断せずあいまいなままだった」（それぞれ 59.3%、40.2%）の割合が最も高かった。

2. さいごに

企業調査では、相談窓口を設けている企業は多いものの、担当者が適切に対応できるためのフォローがなされておらず、そのことからか、ハラスメント対応の入り口であるハラスメントの判断や発生状況把握に苦慮しているという問題が表れています。それが、労働者調査における、「何もしない」、「何もされない」という結果に表れているのではないのでしょうか。

逆に企業の予防・解決に向けた取り組みが認知されているほど、相談割合の高さにつながることもデータとして表れています。まずは、企業としての方針を打ち出すこと、相談窓口を設置し機能させることが、被害を顕在化して問題解決につなげていくためにも重要であることがうかがえます。

中小企業への法施行をきっかけとして、ハラスメントに対する世間的な注目度は、より高まることでしょう。まずは、社内アンケートを実施するなど自社の現状を正しく理解して、それに対して実効性のある対策を実施していきましょう。

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、1 ページ目の「改正育児介護休業法と両立支援等助成金のご案内」に関連する豆知識をお伝えします。



Q. 「両立支援等助成金」について教えてください。

A. 職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”のための制度を作るなどの取り組みを行う事業主等に対する助成金です。「出生時両立支援コース」以外の事業主向けの助成としては、以下のコースがあります。

介護離職防止支援コース（中小企業事業主のみ）

労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた事業主に対して助成

育児休業等支援コース（①～④は中小企業事業主のみ）

①育休取得の取組 ②職場復帰の取組 ③育児休業中の代替要員確保の取組 ④職場復帰後支援の取組 ⑤新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等に対応する特別休暇取得等の取組 を行った事業主に助成

不妊治療両立支援コース（中小企業事業主のみ）

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得または利用させた事業主に助成

女性活躍加速化コース（中小企業事業主のみ）

女性労働者が、出産・育児等を理由として退職することなく、能力を高めつつ働き続けられる職場環境を整備し、取組目標を実施した結果、数値目標を達成した事業主に助成

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇制度を設け、当該休暇を合計 20 日以上労働者に取得させた事業主に助成

3. 提 供

『経営に役立つビジネスレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けする“ビジネスレポート”は、経営に役立つ情報が満載です！
 ビジネスにおける経営戦略、企画・営業、広報、人事管理などのマネジメントに
 関連する情報から、法改正やデジタル化の進展といったビジネストレンドに関する
 情報まで、多岐にわたる内容を取り揃えております。

以下のレポートの中からご興味のあるテーマがございましたら、弊所あてに
 お気軽にご連絡ください。ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたします！



今月のおすすめビジネスレポート

レポート番号	タイトル	内容
#00466 (全4ページ)	リモートワークに合わせた賃金支給。 「通勤手当の支給停止」と「在宅勤務手当の設置」 のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・リモートワークに合わせた「手当」の見直し ・通勤手当の支給停止 ・在宅勤務手当の設置
#30119 (全7ページ)	【事業承継】弁護士が教える。 今知っておきたい事業承継に役立つ最新ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継に関する最新の動向 ・コロナ禍は事業承継を避けるべきか、進めるべきか？ ・今、経営者が知っておくべき重要な事業承継に関する裁判例
#40054 (全5ページ)	本当はもうやめたい「FAX業務」 見直すなら今がチャンス	<ul style="list-style-type: none"> ・FAXのやり取り、なくしませんか？ ・「紙」のやり取りをなくす ・他の手段の検討 ・FAX業務の見直しの機運が高まる
#60240 (全4ページ)	【会社法】減資の基本	<ul style="list-style-type: none"> ・2つある減資の方法 ・減資の手続き ・資本金の額の減少の無効
#80113 (全6ページ)	【事業承継】後継者教育の考え方、進め方。 経営者が最初に理解すべき3つのこと	<ul style="list-style-type: none"> ・大変なのは後継者を選んだ後。信じて教育する ・経営者は、まずこの3つを理解する ・経営者にしかできない地ならし ・どこで育成・修行させるか ・アウトプットは中期経営計画の策定と実行

お気軽にご用命ください

TEL >>> 03-3574-3521
 FAX >>> 03-3574-3523

貴社名	ご担当者様		部署・所属
所在地	〒		
E-mail	Tel		
ご希望のレポート番号			

※ご記入いただきました個人情報は、ビジネスレポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りのことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。